

2021年1月25 日




| 柏崎划羽原子力発電所第7号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）建屋間の相対変位による影響 <br> 下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損な わないよう，以下のとおり設計する。 <br> 離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設と上位 クラス施設との相対変位を想定しても，下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために，衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には，衝突部分の接触状況の確認，建屋全体評価又は局部評価を実施し，衝突に伴い，上位クラス施設について，それぞれ その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわ れるおそれのないよう設計する。 <br> 以上の設計方針のうち，建屋全体評価又は局部評価を実施して設計 する下位クラス施設を「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に，その設計方針を「5．波及的影響の設計対象とする下位クラ ス施設の耐震設計方針」に示す。 <br> 3.3 接続部の観点による設計 <br> 建屋内外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記 2 （2）「耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部に おける相互影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 <br> 上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には，原則，上位クラ ス施設の隔離弁等を設置することにより分離し，事故時等に隔離され るよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設について は，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，内部流体の内包機能，機器の動的機能，構造強度等を確保するよう設計する。又は，これらが維持されなくなる可能性がある場合は，下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により，上位クラス施設の内部流体の温度，圧力に影響を与えても，支持構造物 を含めて系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。 <br> 以上の設計方針のうち，内部流体の内包機能，機器の動的機能，構 | 表現の相違 |


| 柏崎刈羾原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に，その設計方針を「5．波及的影響 の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 <br> 3.4 損傷，転倒，落下等の観点による建屋内施設の設計 <br> 建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記 2（3）「建屋内における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよ ら下位クラス施設を設計する。 <br> 離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設の間 に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，下位クラス施設が損傷，転倒，落下等に至らないよう構造強度設計を行う。 <br> 上記の方針で設計しない場合は，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計す る。 <br> 以上の設計方針のうち，構造強度設計を行う，又は下位クラス施設 の損傷，転倒，落下等を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持 するよう設計する下位クラス施設を「4．波及的影響の設計対象とす る下位クラス施設」に，その設計方針を「5．波及的影響の設計対象と する下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 <br> 3.5 損傷，転倒，落下等の観点による建屋外施設の設計 <br> 建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記24）「建屋外における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよ ら下位クラス施設を設計する。 <br> 離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設の間 | 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 |


| 柏崎刈羾原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。 <br> 下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性 がある位置に設置する場合には，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，下位クラス施設が損傷，転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。 <br> 上記の方針で設計しない場合は，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計す る。 <br> 以上の設計方針のらち，構造強度設計を行う，又は下位クラス施設 の損傷，転倒，落下等を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持 するよう設計する下位クラス施設を「4．波及的影響の設計対象とす る下位クラス施設」に，その設計方針を「5．波及的影響の設計対象と する下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 <br> 4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 <br> 「3．波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。 <br> 4． 1 不等沈下又は相対変位の観点 <br> （1）地盤の不等沈下による影響 <br> 不等沈下によって影響を及ぼす施設はない。 | 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の差異による。 <br> （女川は他号機を下位 <br> クラス施設として評価 <br> している。） <br> 表現の相違 <br> プラント固有条件の差 <br> 異による。（女川には対 <br> 象施設がない。） |

2021年1月25 日


2021年1月25 日


2021年1月25 日


| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | d．制御棒貯蔵ハンガ <br> 下位クラス施設の制御棒貯蔵ハンガは上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒，落下により，使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> e．制御棒貯蔵ラック <br> 下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら転倒，落下により，使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> f．原子炉ウェルカバー <br> 下位クラス施設の原子炉ウェルカバーは上位クラス施設であるド ライウェルの上部に設置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により，ドライウェルに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> g．CRD 自動交換機 <br> 下位クラス施設の CRD 自動交換機は上位クラス施設である原子炬格納容器下部水位及び原子炉格納容器下部温度の上部に設置している ことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により，原子炉格納容器下部水位等に衝突し波及的影響を及ぼす おそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> h．中央制御室天井照明 <br> 下位クラス施設の中央制御室天井照明は上位クラス施設である原子炬制御盤，原子炉補機制御盤等の上部に設置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら落下により，原子炉制御盤等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 | プラント固有条件の差異による。（対象設備の相違。） <br> 表現，設備名称の相違 <br> プラント固有条件の差異による。（対象設備の相違。） |
|  |  | 本資枓のらちち鈢囲めの内容は，他社の機密事項を舍む可可能性があるため公開できません。－ 11 |  |

2021年1月25日

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | i．ほう酸水注入系テストタンク <br> 下位クラス施設のほうら酸水注入系テストタンクは上位クラス施設 であるほう酸水注入系ポンプ出口圧力に㮶接していることから，上位 クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら転倒により，ほ ら酸水注入形ポンプ出口圧力に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 | プラント固有条件の差異による。（対象設備の相違。） |
|  |  | j．耐火隔壁 <br> 下位クラス施設である耐火隔壁は上位クラス施設である中央制御室外原子炉停止装置盤，原子炉系（広域水位）計装ラック等に隣接し ていることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力 に伴ら転倒により，中央制御室外原子炉停止装置盤等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷，転倒，落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表 4－2 に示す。 | 表現の相違 <br> プラント固有条件の差異による。（対象設備の相違。） |





2021年1月25 日


2021年1月25 日

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | e．北側排水路 <br> 下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防潮堤内を横断していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により，防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> f．アクセスルート（防潮堤（盛土堤防）） <br> 下位クラス施設のアクセスルート（防潮堤の盛土堤防部と一体とな っている部分）は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となって いることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら損傷により，防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定で きない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> g．タービン建屋 <br> 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁，逆流防止設備等に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用 する地震動又は地震力に伴ら損傷により，防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> h．補助ボイラー建屋 <br> 下位クラス施設の補助ボイラー建屋は上位クラス施設である制御建屋に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら損傷により，制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼ すおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> i．第 1 号機制御建屋 <br> 下位クラス施設の第 1 号機制御建屋は上位クラス施設である制御建屋に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により，制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼ すおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 |  |
| 本資料のらち体囲みの内容は，他社の機密事項を含を可能性があるため公開できません。 |  |  |  |


| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | j．第 1 号機排気筒 <br> 下位クラス施設の第 1 号機排気筒は斜面上に位置していることか ら，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴ら損傷に より，上位クラス施設である排気筒に衝突し波及的影響を及ぼすおそ れが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> k．前面護岸 <br> 下位クラス施設の前面護岸は上位クラス施設である取水口，貯留堰 の近傍に位置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により，取水口の取水機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 <br> このため波及的影響の設計対象とした。 <br> ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷，転倒，落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表 4－3 に示す。 | 表現の相違 |


| 柏崎刈羾原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 表 4－3 波及的影響の設計対象と （建屋外施設の損傷，転倒， | 寸る下位クラス施設 <br> 落下等）（1／2） <br> 波及的影響の設計対象とする <br> 下位クラス施設 <br> 海水ポンプ室門型クレーン <br> 竜巻防護ネット |  |



| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 <br> 「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。 <br> 5．1耐震評価部位 <br> 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は，そ れぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち，評価対象下位クラ ス施設の不等沈下，相対変位，接結部における相互影響，損傷，転倒，落下等を防止するよう，主要構造部材，支持部及び固定部等を対象と する。 <br> また，下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については，上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。 <br> 各施設の耐震評価部位は，添付書類「VI－2－11－1 波及的影響を及ぼ すおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3．1耐震評価部位」に示す。 <br> 5.2 地震応答解析 <br> 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については，添付書類「VI－2－1－1 耐震設計の基本方針」の「10．耐震計算の基本方針」に従い，既工認で実績があ り，かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行 う。 <br> 各施設の設計に適用する地震応答解析は，添付書類「VI－2－11－1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3．2地震応答解析」に示す。 <br> 5.3 設計用地震動又は地震力 <br> 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては，上位クラ ス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 <br> 各施設の設計に適用する地震動又は地震力は，添付書類「VI－2－11－ 1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」 の「3．3設計用地震動又は地震力」に示す。 | 表現の相違 <br> プラント固有条件の差 <br> 異による。（女川では不 <br> 等沈下による対象施設 <br> はない。） <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 |


| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ <br> 波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及 び荷重の組合せについては，波及的影響を受けるおそれのある上位ク ラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。 <br> また，転倒を想定し，上位クラス施設の機能に影響がないよう設計 する場合は，転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。 <br> 荷重の設定においては，実運用•実事象上定まる範囲を考慮して設定する。 <br> 各施設の設計に適用する荷重の種類及び組み合わせは，添付書類「VI－2－11－1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3．4荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。 <br> 5.5 許容限界 <br> 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を，以下建物•構築物，機器•配管系及び土木構造物に分けて示す。 <br> 5．5． 1 建物•構築物 <br> 建物•構築物について，離隔による防護を講じることで，下位クラ ス施設の相対変位等による波及的影響を防止する場合は，下位クラス施設と上位クラス施設との距離を基本として許容限界を設定する。 <br> また，施設の構造を保つことで，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を防止する場合は，鉄筋コンクリート造の耐震壁の最大せん断ひ ずみに対してJ E A G 4 6 0 1－1987 に基づく終局点に対応するせ ん断ひずみ，部材に発生する応力に対して「鉄筋コンクリート構造計算規準•同解説」に基づく許容応力度，又は「鋼構造設計規準」に基 づく弾性限強度を許容限界として設定する。 <br> 5．5． 2 機器•配管系 <br> 機器•配管系について，施設の構造を保つことで，下位クラス施設 の接続部における相互影響及び損傷，転倒，落下等を防止する場合は，許容限界として，評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても，そ の量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し ていることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確 | プラント固有条件の差異による。（女川 2 号機 では不等沈下による対象施設はない） <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の差異による。 <br> （女川 2 号機の建物•構築物の許容限界につ いては， 3 種類の規格 を用いて設定する。） <br> 表現の相違 |


| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 保することで，下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は，許容限界として機能確認済加速度を設定する。 <br> 配管については，配管耐震評価上影響のある下位クラス配管を上位 クラス配管に含めて構造強度設計を行う。 <br> また，転倒を想定する場合は，下位クラスの施設の転倒に伴い発生 する荷重により，上位クラス施設の評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有していること，また転倒した下位クラス施設と上位クラ ス施設との距離を許容限界として設定する。 <br> 5．5． 3 土木構造物 <br> 土木構造物について，施設の構造を保つことで，下位クラス施設の損傷，転倒，落下等を防止する場合は，構造部材の許容応力度及び終局耐力や基礎地盤の極限支持力度に対し妥当な安全余裕を考慮する ことを基本として許容限界を設定する。 <br> また，構造物の安定性や変形により上位クラス施設の機能に影響が ないよう設計する場合は，構造物のすべりや変形量に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。 <br> 各施設の評価に適用する許容限界は，添付書類「VI－2－11－1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3．5許容限界」に示す。 <br> 6．工事段階における下位クラス施設の調査•検討 <br> 工事段階においても，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計段階の際に検討した配置•補強等が設計どおりに施されているこ とを，敷地全体を俯瞰した調查•検討を行うことで碓認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設に ついても併せて確認する。 <br> 工事段階における検討は，別記 2 の 4 つの観点のうち，（3）及び（4）の観点，すなわち下位クラス施設の損傷，転倒，落下等による影響につ いて，プラントウォークダウンにより実施する。 <br> 確認事項としては，設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち，施設の損傷，転倒，落下等を想定した場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がな いこと，又は間に衝撃に耐えうる障壁，緩衝物等が設置されているこ と，仮置資材等については固縛など，転倒及び落下を防止する措置が | プラント固有条件の差異による。（女川 2 号機 では不等沈下による対象施設はない。）表現の相違 <br> 設置（変更）許可におけ る設計方針の差異によ る。（女川 2 号機では，構造部材の許容応力度，基礎地盤の極限支持力度を設計で考慮。）表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 |

2021 年 1 月 25 日

| 柏崎刈羾原子力発電所第 7 号機（2020／7／22 版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 適切に講じられていることを碓認する。 <br> ただし，仮置資材等の下位クラス施設自体が，明らかに影響を及ぼ さない程度の大きさ，重量等の場合は対象としない。 <br> 以上を踏まえて，損傷，転倒，落下等により，上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性がある下位クラス施設が抽出されれば，必要 に応じて，上記の確認事項と同じ钼点で対策•検討を行う。 <br> すなわち，下位クラス施設の配置を変更したり，間に緩㣫物等を設置したり，固縛等の転倒•落下防止措置等を講じたりすることで対策•検討を行ら。 <br> また，工事段階における碓認の後も，波及的影響を防止するように現場を保持するため，保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 | 表現の相違 |

